

一般建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

石綿は、その吸引により肺がん、中皮腫等の重篤な健康障害を引き起こすおそれがあることから、石綿障害予防規則により石綿暴露防止のための措置が義務付けられています。

これらの措置の一つとして、建築物等の解体・改修工事前に石綿の使用の有無の調査を行うことが定められていますが、令和5年10月からは、事前調査を行うものは一定の資格が必要となります。

この講習は、令和5年10月1日以降に事前調査を行うために必要な資格を付与するための講習です。

開催日時 1日目 令和4年10月17日(月) 午前10時00分～
 2日目 令和4年10月18日(火) 午前 9時30分～

講習会場 京都経済センター 会議室
 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地

講習種別 一般建築物石綿含有建材調査者講習

※建築物石綿含有建材調査者講習は、
「一般建築物石綿含有建材調査者講習」
「一戸建て等石綿含有建材調査者講習」
「特定建築物石綿含有建材調査者講習」
の3種類があります。
今回の講習は、建築物全般を対象とする「一般建築物石綿含有建材調査者講習」です

受講料等 受講料金 44,000円(税込み)
テキスト代金 5,280円(税込み)
合計 49,280円(税込み)

※講義に使用するテキストは、中央労働災害防止協会発行の

「石綿含有建材調査者テキスト 一般建築物・一戸建て等用(第1版)」です。

テキストを購入される方には、受講が決定し、入金を確認した後、テキストを送付いたします。(事前学習にご活用ください。)

※既にテキストを入手している等により、テキストが不要の方については、

44,000円(税込み)をお支払い下さい。

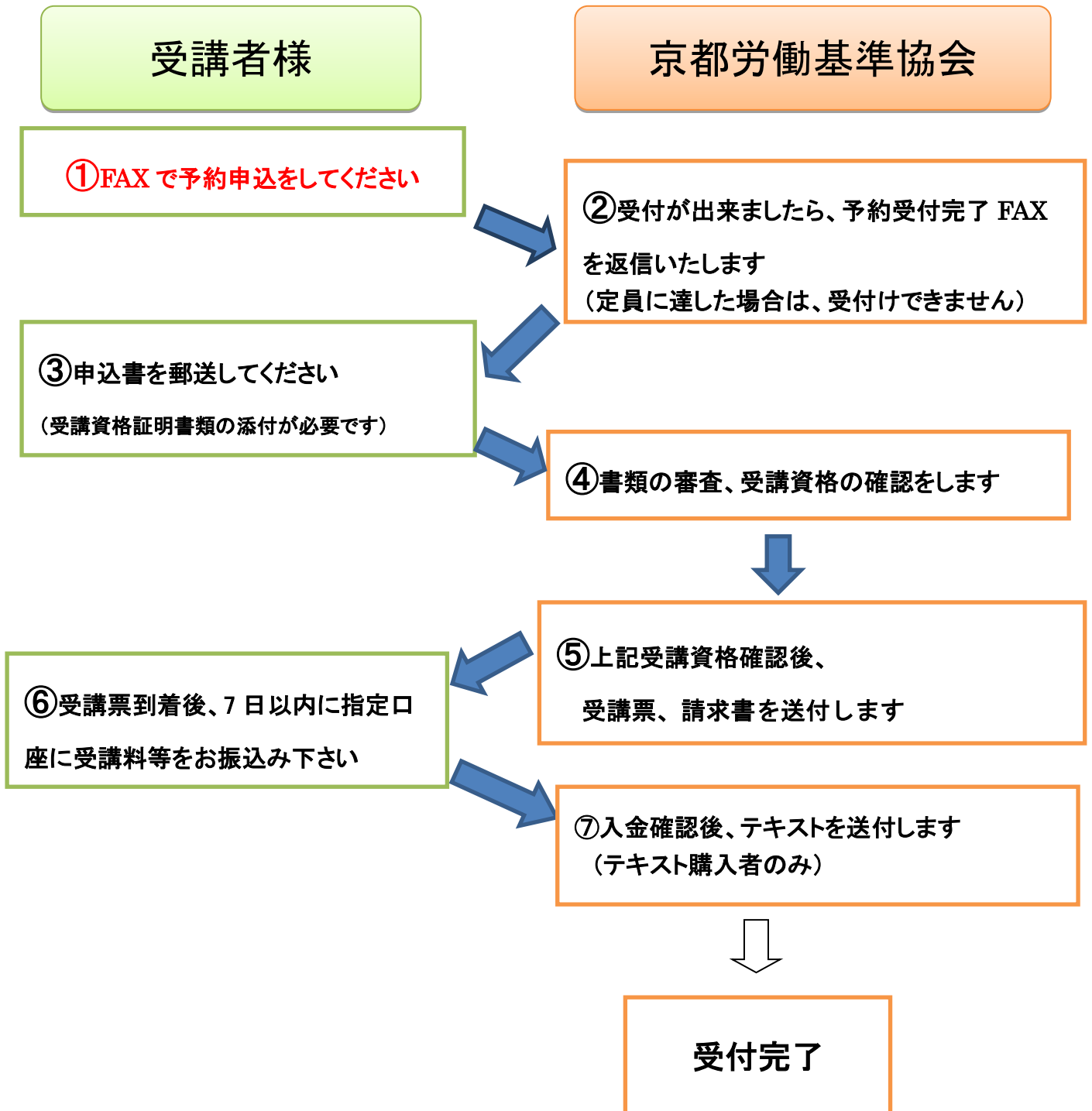
受講料は、受講資格審査が終了した後送付する受講票に請求書を同封させていただきますので、請求書に基づいて指定口座への銀行振込によりお支払い下さい。振込手数料は、別途ご負担いただきます。

受講票交付後は原則としてキャンセルはできません。また、受講料の返金も行いません。やむを得ない事情であると事務局が判断できた場合は、他の日程への受講日の変更ができます。(但し、変更日程の会場定員の範囲内に限ります。)

募集定員について 定員 54 名

※前回講習の振替等により、今回の受付人数は 20 名です。

申込手続きの概略 以下の手順でのお申込みとなります。



申込方法

① 予約申込み FAX 受付とします。

申込受付開始日時 令和4年8月3日(水)午前 9時～
※必ず開始日時以降に FAX にてお申し込みください

FAX 番号 075-353-3520・3530

FAX 予約申し込み書は別紙のとおりです。

② 予約完了のご連絡

FAX 予約申込書を提出いただきましたら、折返し FAX にて「受付の可否」についてご連絡をいたします。

③ 申込書送付

「予約受付しました」との連絡 FAX をさせていただいた方は、別紙の**受講申込書**に**受講資格証明書**を添え、郵送にて申し込みをしてください。

※FAX 申込みの手順によらず申込書を提出された場合は、受け付けできません。

受講資格

この講習を受講するには、「石綿作業主任者技能講習の修了」や「学歴に応じた建築や石綿含有建材調査等に関する実務経験年数」などの受講資格が必要となります。**別紙記載**のいずれかの条件を満たしていることをご確認ください。

次に、**受講資格と提出書類一覧表から必要書類**を確認し、**受講資格証明書**を

印刷して必要事項に記入・押印のうえ、受講申込書と一緒に郵送して下さい。

※郵送に際しては、**提出書類一覧表**を確認してください。

郵送先

〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター 4階

公益社団法人 京都労働基準協会 京都上支部・下支部

TEL 075-353-3513・3523

FAX 予約申込書(兼 返信票)

FAX 受付開始日時 令和4年8月3日午前9時～
令和4年度第5回 一般建築物石綿含有建材調査者講習 令和4年10月17日～10月18日実施

京都労働基準協会 京都上支部・下支部 あて(FAX 番号075-353-3520・3530)

会社名		受講希望者 氏名	予約番号 (協会で記入します)
所在地	〒		
担当者名			
電話番号			
FAX 番号	FAX 受信環境がない場合は「なし」と記入してください		
担当者 メールアドレス			

京都労働基準協会 返信票

上記予約申込については

--

協会記入欄
FAX 返信日
年 月 日

★★必ずお読みください

予約完了後の手続きについては、[京都労働基準協会のホームページ](#)に記載しておりますので、それに沿って以下の通り正式申込手続きを進めてください

- (1) 受付人数分について、受講申込書、受講資格書面等を郵送にて提出してください
(本返信票到着から2週間以内に受講申込書の提出が無い場合は、予約を無効とさせていただきます。)
- (2) 本講習には一定の受講資格があります。

※個人事業主自身が受講者の場合、自身の経験年数を自身で証明することのみでは事実確認ができません。つきましては、別途以下のような、経験年数を明らかにできる客観的資料を添付してください。

例① 建設許可の写し(11年以上前の日付のもの)

② 加入している事業者団体・以前在籍していた会社の事業主・関係業者の事業主・先代事業主・長く勤務している従業員など、受講者の経験年数を証明し得る者による証明

受講申込書の審査が終了しましたら「受講票」と「請求書」を送付いたしますので、1週間以内に送金をお願いいたします。

- (3) 入金確認後、当協会からテキストを送付します。

(事前学習されることをお勧めします。 テキストは講習当日、必ず持参してください)

石綿	10/17・18
----	----------

講習

一般建築物石綿含有建材 調査者講習受講申込書

予約番号
※必ず記入して下さい

受講者	フリガナ	←必ず記入		生年月日	S · H
	氏名	携帯番号()		年 月 日生	
		旧姓等併記希望の場合 旧姓等: ※併記を希望する氏名等が確認できる書類(戸籍抄本、住民票の写し、自動車運転免許証等)を当日受付時に提示してください。			
	住所	〒 -			
受講資格区分番号		←必ず記入して下さい			
この講習会は法令で「受講資格」が定められています。募集要綱の「受講資格別受講申込必要書類等一覧表」「受講資格の内容」欄に対応する「受講資格区分番号」を上記の四角内に記入して下さい。また、申込書に添付していただく書類は、受講資格ごとに異なります。一覧表を確認して添付漏れのないように注意して下さい。					

カラー写真貼付
6か月以内撮影
...無帽・正面...
...上三分身...
...背景無地...
3×2.4cm
裏に氏名を記入

受講番号
※記入不要です

勤務先	会社名	部署・氏名:	
	所在地	連絡先	担当 ご担当者メールアドレス: ※お問合せ等に使用いたします。
		電話	勤務先 受講者
	FAX	勤務先 受講者	

郵送	請求書・受講票の送付先 いずれかに☑してください	修了証明書は後日、合格者に郵送します。 受講証明書は後日、不合格者に郵送します。 送付先 いずれかに☑してください
	<input type="checkbox"/> 勤務先住所 <input type="checkbox"/> 受講者住所	<input type="checkbox"/> 勤務先住所 <input type="checkbox"/> 受講者住所

テキスト	<input type="checkbox"/> テキストを購入しない	使用するテキストは出版元の改訂などで予告なく変更することがあります。 (同じ表紙のテキストでも改訂等により、用語、ページ数等が異なる場合があります。)
	受講にはテキストが必要です。テキストは受講料入金確認後、送付いたします(送料無料)すでにテキストがあるため、今回はテキストを購入しないときは、上覧にチェックしてください。	

年 月 日
公益社団法人 京都労働基準協会 会長 殿

記入された個人情報は、当協会が責任を持って管理し、この講習の実施のためだけに使用します。(法令による場合を除く。)

京都労働基準協会への連絡等記入欄

労働基準協会 使用欄	
実施管理者等	受付者

受講資格と提出書類一覧表

★受講資格証明の方法等について

- ①実務経験年数・従事経験年数については、所属事業場の事業主、上司等による証明が必要となります。
- ②経験年数については、申込書作成時以降も実務・従事が継続される見込みの場合、講習会の開催月まで積算した年数とすることができます。
- ③受講資格区分により添付が必要な書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、表内「必要書類」を参照して下さい。

受講資格 区分番号	上段:受講資格(学歴・職歴、資格等) 下段:必要書類(添付が必要な証明書等)	実務経験年数
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者 →【必要書類】 作業主任者技能講習修了証の写し	実務経験年数不問
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 →【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1)。 実務経験証明書(※2)	卒業後の建築に関する実務経験年数:2年以上
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者) →【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1)。 実務経験証明書(※2)	卒業後の建築に関する実務経験年数:3年以上
4	「2」に該当するものを除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 →【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1)。 実務経験証明書(※2)	卒業後の建築に関する実務経験年数:4年以上
5	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒	卒業後の建築に関する実務経験年数:7年以上

	業した者 →【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1)。 実務経験証明書(※2)	
6	「2～5」に該当しない者(学歴不問) →【必要書類】 実務経験証明書(※2)	建築に関する実務経験年数:11年以上
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者 →【必要書類】 作業主任者技能講習修了証の写し、実務経験証明書(※2)	石綿含有建材の調査に関して実務経験年数:5年以上
8	建築行政に関する者 →【必要書類】 実務経験証明書(※2)	実務経験年数:2年以上
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関する者 →【必要書類】 実務経験証明書(※2)	実務経験年数:2年以上
10	産業安全専門官若しくは労働衛生専門官、産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者 →【必要書類】 実務経験証明書(※2)	従事経験年数不問
11	労働基準監督官として従事した経験を有する者 →【必要書類】 実務経験証明書(※2)	従事経験年数:2年以上

※1 卒業証明書又は卒業証書の写しで、建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書若しくは成績証明書を併せて添付して下さい。受講資格番号3で、専門職大学前期課程修了の場合は、修了証明書と読み替えて下さい。

※2 実務経験証明書は募集要項別添2の様式を添付して下さい。なお、事業者が受講資格の実務経験又は従事経験を満たしていることを証明できる任意の書面でも結構です。

受講資格確認のため、証明書類の原本を確認させていただく場合、また、追加書類の提出をお願いする場合があります。受講資格が確認できない場合は受講をお断りします。

④申込書の内容確認、受講資格審査・受講決定

(ア) 申込内容の確認及び受講資格の有無について受講申込書・添付書類の審査を行います。この審査で申込書類に不足が無く、かつ審査を通過した方については、講習日前までに受講票をお送りいたします。

受講申込書の記載事項や添付書類に不備や不足がある場合は、追加資料の提出等をお願いする場合があります。受講資格が確認できない場合は受講をお断りします。

なお、記入事項に虚偽の事実が判明した場合は、講習終了後でもその資格は取消となり、修了証明書や受講証明書は無効となります。

(イ) 受講票交付後は原則としてキャンセルはできません。また、受講料の返金はありません。やむを得ない事情であると事務局が判断できた場合は、他の日程への受講日の変更ができます。(但し、変更日程の会場定員の範囲内に限ります。)

カリキュラム

標準的なカリキュラムは以下のとおりです。

1日目

時刻	内容・講習科目	講習時間
9:30~ 10:00	受付	
10:00~ 10:10	ガイダンス	
10:10~ 11:10	第1講 建築物石綿含有建材に関する基礎知識1	1時間
11:10~ 11:20	休憩	
11:20~ 12:20	第2講 建築物石綿含有建材に関する基礎知識2	1時間
12:20~ 13:10	休憩(昼食休憩50分)	
13:10~ 17:30 (休憩 20分 含む)	第3講 石綿含有建材の建築図面調査	4時間

2日目

時刻	内容・講習科目	講習時間
9:30~ 12:40 (休憩 10 分 含む)	第4講 現場調査の実態と留意点 (分析に関する部分を除く)	3 時間
12:40~ 13:30	休憩(昼食休憩 50 分)	
13:30~ 14:30	第5講 建築物石綿含有建材調査書の作成	1 時間
14:30~ 14:35	休憩	
14:35~ 15:35	第6講 現場調査の実態と留意点 (分析に関する部分)	1 時間
15:35~ 15:40	休憩	
15:40~ 17:20	修了考査	100分

※標準的なカリキュラムですので、講習日程や講義の進捗状況によって変更となる場合があります。初日の集合時刻等については、送付される受講票を必ずご確認ください。

講習当日の留意点について

(1)本講習の修了証明書の発行要件(資格取得要件)は、

- ①全てのカリキュラムの所定講義時間を受講すること
- ②修了考査に合格すること

となっております。遅刻や早退によって受講時間が法律で定められた時間に満たない場合には修了考査の受験ができず、受講証明書の発行もできませんので注意して下さい。

(2)講習当日は、受講票及び本人確認書面(自動車運転免許証、健康保険証等)をご用意下さい。

(3)修了考査はマークシート方式です。鉛筆(HB以上)、消しゴムをご持参ください。

修了考査について

(1)全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。受講時間が法定時間に満たない場合は修了考査を受験できません。

(2)修了考査の制限時間は100分です。

(3)修了考査は全40問で4択方式です。合格水準は満点の60%以上です。

(4)全講習科目を受講し、修了考査に合格された方には「修了証明書」を発行します。
(後日の郵送となります)

(5)修了考査が不合格となった場合は「受講証明書」を発行します。
(後日の郵送となります)

受講証明書を添付して再試験を申し込むことにより、修了考査の日の属する年度末から2年の間に、当協会が実施する修了考査を受験(再試験)することができます。

(6)修了考査は、講義終了後直ちに実施されます。十分な事前学習をされて受講されることを推奨いたします。

経験年数等証明書（受講者氏名 _____）

- 1 該当する受講資格欄ごとに経験年数のカッコ内に実務経験等の年数を記載して下さい。
- 2 記載した受講資格及び経験年数等について、下欄により事業主の証明を受けて下さい。なお、受講資格が確認できる場合は、この様式以外の書面を添付していただいても結構です。
- 3 経験年数等証明書の他、受講資格ごとに、受講申込書に添付する書類や証明書が異なります。別添1受講資格別受講申込必要書類等一覧表を確認して、添付漏れの無いようにご注意ください。

受講資格一覧表

区分番号	受講資格の内容（学歴・職歴・資格等）	経験年数等	
①	労働安全衛生法別表第18条第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	経験年数等の証明は必要ありません。	
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
③	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④に同じ。）、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前記課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者（③に該当するものを除く。）	実務経験	年
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
⑥	建築に関して11年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律による改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	実務経験	年
⑧	建築行政に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
⑨	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	経験年数による制限はありませんが、在官したことの証明が必要です。	
⑪	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	従事経験	年

建築物石綿含有建材調査者講習 経験年数等証明書

上記受講資格欄番号（ ）の実務経験又は従事経験は（ ）年以上有することを証明する。

令和 年 月 日

事業場所在地
事業場名
事業者職氏名

㊞